

# 令和4年度から 国民健康保険税の税額・税率等 が変わります

国民健康  
保険

■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116・117

県の運営方針の改定により、令和4年度から国民健康保険税の課税方式を、従来の3方式（所得割・均等割・平等割）から2方式（所得割・均等割）に変更いたします。  
課税方式の変更にあわせ、税率を下表のとおり改定いたします。  
改定により被保険者の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

## 《令和4年度国保税率改定内容》

課税区分		令和4年度	令和3年度	増減
A 医療分	所得割額の税率	6.3%	8.0%	1.7%減
	均等割額(被保険者1人あたり)	30,500円	25,400円	5,100円増
	平等割額(1世帯あたり)	廃止	22,100円	皆減
	課税限度額	650,000円	630,000円	20,000円増
B 後期高齢者 支援分	所得割額の税率	2.9%	2.7%	0.2%増
	均等割額(被保険者1人あたり)	12,800円	8,300円	4,500円増
	平等割額(1世帯あたり)	廃止	7,200円	皆減
	課税限度額	200,000円	190,000円	10,000円増
C 介護分	所得割額の税率	2.8%	1.6%	1.2%増
	均等割額(被保険者1人あたり)	15,100円	17,300円	2,200円減
	課税限度額	170,000円	170,000円	増減なし

※ 国保税は、上記A～Cの合計額です。

※ Cの介護分は、40歳～64歳の被保険者の方に対してかかります。

### 変更① 平等割を廃止します

令和3年度まで医療分、後期高齢者支援分において課税していました平等割について、一人世帯の低所得の高齢者が増加しており、一人世帯への負担感が強いという現状があるため、税の公平性を鑑み、廃止いたします。

### 変更② 課税限度額を引き上げます

所得に応じた課税負担の範囲を拡大するため、医療分の課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援分の課税限度額を19万円から20万円に引き上げました。

### 変更③ 高校生相当までの被保険者の均等割を減額します

保険税を2方式にした場合、多子世帯の税額が高くなる傾向にあります。子育て世代の負担を軽減するため、高校生相当までの被保険者の医療分・後期高齢者支援分の均等割額を5割減額します。